The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	内宴考
Author(s)	滝川, 幸司
Citation	詞林. 1995, 18, p. 1-26
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67372
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

内宴考

滝川　幸司

一

大曽根章介氏[1]は、菅原道真の考えていた詩を、『毛詩』大序の「詩者志之所レ之也、在レ心為レ志、発レ言為レ詩」に基づくものとして、

公宴詩会の際の兼題擬作の詩が本義を外れたものであり、たとへ凋心鏤骨して麗句を配し衆人の賞讃を得たとしても、真の詩から遠く離れたものであることは明らかである。

と述べられた。詩の本質を「賦詩においては、対象の凝視と、それから生ずる詩興が最も肝要な条件」とする限りにおいて大曽根氏の論は妥当であろう。しかし道真が公宴においての賦詩に多大なる矜持を持っていたことも確かなのである。波戸岡旭氏[2]も既に論じられているが、讃岐時代の道真の詩には、公宴日ー内宴・重陽宴等ーが来る毎に、京都にいて公宴に参加し詩を賦していた時代を回想する措辞が数多く見出せる。その後、京都へ戻った道真は、「四時王沢を歌ふことを廢めず　長く詩臣の外臣たることを断たむ」(『菅家文草』四・324「三月三日侍於雅院賜侍臣曲水之飲応製」)と、京都で「詩臣」として「王沢を歌ふこと」を願っているのである。道真、或いは、その当時の文人にとって、公宴で詩を賦すことは文句無しに名誉なことであった。

しかし言志詩人としての道真の研究は多くなされているけれども、公宴詩に関してはー道真に限らずー殆ど考察がなされていない。例えば、正史を繙くと文徳朝辺から賦詩記事はほぼ公宴に限られるのであり、その重要性に疑いはないのに関わらず、である。また公宴儀式そのものについても注意が払われているとはいえない状況である。近年史家の間では儀式研究が盛んであるが、「儀式」研究は、最終的にはその「儀式」を運営する政治機構をを解明すること[3]にあるから、その成果を直接文学研究に持込むことには慎重でなければならないし、現行の儀式研究では比較的軽視されている賦詩中心の儀式に関しては、文学研究の側からアプローチしていく必要があろう。

公宴の中でも、内宴・重陽宴は、道真を始めとする文人達が、参加を名誉とした詩宴である。本稿では、その中の内宴を取り上げて考察を加える。

内宴については、『古事類苑』歳時部に、

内宴ハ、正月下旬ヲ以テ、天皇宮禁ニ於テ、私宴ヲ設ケ、侍臣等ニ賜フ所ナリ、其主トスル所ハ、賦詩ニ在リテ、餘ノ宴会トハ大ニ異ナリ、長元以後中絶セシガ、保元三年、藤原通憲建議シテ、之ヲ再興シタリキ

とあるが、以後の研究も、解題的なものが多く、[4]『古事類苑』の範囲を出ない。

近年の研究として注目すべきは、最早古典的な研究ではあるが、内宴の起源を探る倉林正次氏「正月儀礼の研究」『饗宴の研究(儀礼篇)』(桜楓社・昭和四十年)、及び、平安朝における内宴の展開をも考察する波戸岡旭氏「内宴と道真の詩」(儀礼文化20・平成六年二月)であろう。これらについては、次節以降の論述で触れていく(以下両氏の見解はこの二論文による)。

二

「内宴」はいつ頃から行なわれたのであろうか。既に諸家が引かれているが、次の例が参考になろう。

(正月)己丑[廿二]。帝觴二于近臣一。命レ楽賦レ詩。其預レ席者不レ過二数人一。此復弘仁遺美。所謂内宴者也。(『文徳実録』仁寿四年)

この記事によれば「内宴」は、「弘仁」=嵯峨朝に起源を持つように思われるが、周知のように、菅原道真編『類聚国史』歳時部・「内宴」は次のように始まっている。

内宴

平城天皇大同四年正月戊戌[廿二]。曲宴。奏レ楽。賜二四位以上被一

嵯峨天皇弘仁四年正月丙子[廿二]。曲二宴後殿一。命二文人一賦レ詩。賜レ禄有レ差。

八年正月辛巳[廿一]。曲二宴後殿一。奏二女楽一。賜二侍臣綿一有レ差。

九年正月乙巳[廿]。曲宴。侍臣賜綿有レ差。

十年正月乙亥[廿]。曲宴。

淳和天皇天長八年正月己未[廿]。於二仁寿殿一内宴。令レ賦二春妓応製詩一。日暮賜レ禄有レ差。

(以下略)

これによれば、少なくとも道真は「内宴」の起源を平城朝大同四年に置いていたことになる。『文徳実録』とは齟齬することになり、「内宴」の起源を考える場合の問題点となる。以下、憶測ではあるが、私見を述べる。先ず、注意されるのは、天長八年の記事以前、「内宴」が「曲宴」と記されている点である。内宴も曲宴もそもそもは同義で、私的な臨時の宴をいう。[5]内宴と記されていても、正月の恒例の「内宴」を指さないこともあるのである。[6]例えば、弘仁二年の「(四月)丙寅[三]。内宴。奏レ妓」(『日本後

紀』）の記事は、明らかに恒例の「内宴」ではない。『文徳実録』では「弘仁の遺美」と、弘仁期に「内宴」の起源を置いていたが、『類聚国史』からもわかるように、正月二十日辺の曲宴は、弘仁期には恒例となっている。それが『文徳実録』の表現として現われたのであろう。しかし『類聚国史』では、それ以前に大同四年の記録がある。これは、道真が『類聚国史』を編纂した時には「内宴」は恒例の公宴として確立（後述）しており、その起源を求めて、正月二十日辺の内宴（或いは曲宴）を探った結果、平城朝大同四年正月が導き出された、と考えられようか。事実、正史で、正月二十日辺の曲宴は、この大同四年の記事しか見出せないのである。[7]但し、大同の曲宴が「内宴」と同じであったかは定かではない。

「内宴」の起源を記す文献について憶測を述べたが、天長期に入って「内宴」と呼ばれるようになることに関しては、未だ明確な答を見出せない。先述したように内宴と曲宴は同義である。殊更に、正月二十日辺の宴を「内宴」と呼ぶようになるのは何故であろうか。波戸岡氏が『年中行事抄』内宴条の興味深い資料を指摘されている。

唐暦云、太宗貞観三年春正月甲子、上内二宴貴臣一。中書侍郎于志寧不レ預。上怪レ之。左右奏曰、勅召二三品已上一。志寧二非三品一、所以不レ来。因特令レ預レ宴。

氏は、『旧唐書』でこの宴を確認し、そこに「内殿宴」とあって「内宴」とはなく、「奥向きの内殿で催された宴であるから、内々の宴ではあったのだろうが、それ以外の事は不明であり、これをわが国の内宴の淵源とするのには、慎重でなければならない。それというのも、中国には正月行事としての内宴の例は正史にみあたらず、また内宴の語自体の用例もきわめて少ない。」と述べられた。氏が「未詳」とされた『唐暦』は、平安朝には既に日本に渡来し、日本紀講書にも利用されたことが、太田晶二郎氏[8]によって考証されている。日本での「内宴」は、波戸岡氏も引く道真の詩序に「夫れ早春の内宴は、荊楚の歳時に聞かず、姫漢の遊楽を踵ぐにあらず。君の故を作せし自り、我が聖朝に及べり。」（『菅家文草』二・148「早春内宴侍仁寿殿同賦春娃無気力応製序」）とあるように、我が国独自の行事であるが、この宴を「内宴」と称するには、何等かの根拠が必要であり、憶測に過ぎないが、それが『唐暦』の記事にあるのではないかと思うのである。太宗の内宴は「正月甲子」、つまり子日に催された。そこに、我が国の「内宴」との関わりがあるように思われるのである。

「内宴」と子日の関係は、『清涼記』（『撰集秘記』所引）や『北山抄』に「（内宴の日程は）廿一二三日の間、若し子日有らば便ち其の日を用ふ」とあるように密接であるし、倉林氏は、天長十年の「内宴」が正月十二日の子日、承和十一年が同十七日の子日に挙行されていることから、「（「内宴」は通常正月二十日辺に行なわれるが）これはその日が中子の日に相当しているがために繰り上げられたものであろう。」とし、

これらの例をながめると、子日の内宴期日決定に及ぼす影響力は、予想以上に強大であったことが知れる。内宴の期日は七日節会や十六日節会などのように、当初から期日を先に立てて決定されたものではなかった。二十日から二十二日までの間を前後浮動した状態で長い間行われていて、次第に二十一日に固定していったのである。そうした事情にあったので、子日という行事期日の与える影響も強かったものと思う。内宴の起源と目されている弘仁四年の宴会は、正月二十二日に持たれ、それは子日の曲宴として行なわれていた。内宴の出発には、その最初から子日の曲宴との関係が存在したのである。

と述べられた。「内宴」の成立過程に子日が大きな影響を与えていたことが知られる。子日と密接な関わりを持った正月二十日辺の宴が内宴と呼ばれるのに、中国においても行なわれた私宴ー太宗の内宴ーを、子日との関わりで、典拠として「内宴」と称したのではないだろうか。

しかしこれも憶測に過ぎない。何故天長期から「内宴」という表現になったのかは、『唐暦』がこの前後から典拠・本文として利用されたという確証がない限り、不明である。結局は、「曲宴も内宴も、もとは公宴ではなく、内々の宴という意味で用いられた同義語であったが、淳和天皇朝以後は、特に正月二十・二十一・二十二日の間に催される公宴を、内宴と称するようになっていったのである」(波戸岡氏。但し、公宴となった時期については私見と異なる。次節参照。)ということ以上はいえないのである。

三

先述したように「内宴」は当初曲宴と同義であったのであるから、臨時の宴であり、その意味では恒例儀式・節会ではなかった。「公宴」となった時期を検討する必要があろう。

工藤重矩氏が次のように述べられている。

六国史の内宴での(文人の)呼称は、弘仁四年文人、承和元年詞客、同五年知文之士、同六年知文之者、同九年知文之士、同十二年文人、同十三年詞客、嘉祥二年文人で、以降はすべて文人。初期の内宴は公的行事ではない。他節では定着していた文人の語が用いられないのは、逆に、文人が節会の賦詩者を強く意識させる語であったということかもしれない。だから、内宴が行事として定着すると自然に文人を用いるのであろう。(10)

これによれば、「内宴」は仁明朝末以後節会として定着したようである。更に仁和元年に藤原基経が奉った『年中行事御障子』は、『西宮記』、『北山抄』のような後世の私撰儀式書編纂の共通基盤となる年中行事＝公事を記したものである。そこに記されるのであるから、工藤氏の論と矛盾せず、その頃までには節会として確立

したのであろう。[11]

公宴としての「内宴」の儀式次第は、村上朝に編纂された『清涼記』・『蔵人式』（二書共に『撰集秘記』所引）に記されており、後の『西宮記』、『北山抄』とほぼ同様な記述である。恐らくは節会として確立した頃の儀式次第も同様であったと思われるが、それ以前はどうであろうか。つまり工藤氏が指摘された「文人」の登場以前は、どのように考えればよいのであろうか。

「文人」は、工藤氏が詳細に考察されているように、節会での献詩者であり、「文人」としての「禄」も支給されるのである。つまり、節会以前の「内宴」では公に定められる専門の献詩者がいないのである。

承和二年の「内宴」は次のように記されている。

（正月）丙寅、天皇内二宴於仁寿殿一。公卿近臣以外、内記及直校書殿一文章生一両人、殊蒙一恩昇一、共賦二春色半喧寒之題一。宴訖賜レ禄。（『続日本後紀』）

この記述からは「公卿近臣」が「内宴」に召されることが前提で、それ「以外」に「内記及び校書殿に直せる文章生一両人」が「殊に恩昇を蒙ぶりて」参加し、「共に」詩を賦したと読み取れる。つまり参加した公卿も含めて全員が詩を賦したのである。同様なことは承和五年の「公卿及び文を知る士を喚びて、雑言遊春曲の題を賦せしむ」（『同前』）、また翌六年の「公卿及び文を知る者三四人、昇殿を得たり。同じく雪裏梅の題を賦す」（『同前』）の記述にも読み取れる。初期の「内宴」は参加者すべてが詩を献じていたのである。勿論、「文人」参加以後も「紙筆を文人以上に給ふ」（I－26）[12]とあるように、原則として全員の賦詩が課せられてはいるが、「賜禄」される「文人」の参加のない初期の「内宴」とは、性格を異にしよう。或いは、参加者全員が詩を献ずることがない場合もあったかもしれない。公宴以前の内宴は、詩を以て君臣が交わる宴であったのである。

もう一点、「内宴」の確立で注意されることがある。参加者としての「近臣」「近習」である。先に引用した承和二年の記事にも「近臣」が召されていたが、正史の「内宴」記事では他に仁寿二年、貞観二・三・六・八・十二・十六・十七年、元慶元・二・四年、仁和元年に見える。公事としての「内宴」が確立した後も含まれるが「内宴」の性格を考える上で貴重な資料であると思われる。

正史記事に見える「近臣」については古瀬奈津子氏が詳細に考証されている。氏の論によって述べる。

氏は、

近臣・近習は、百官という官僚機構とは別のカテゴリーの臣下であり、（中略）天皇の私的伺候者と定義することができる。[13]

とし、その役割として「天皇のプライベートの場である仁寿殿や清涼殿における行事や宴に参加すること」と論じられた。「近臣」「近習」を選ぶ制度として「昇殿制」があり、そこで選ばれた「近臣」「近習」は基本的には昇殿出来る人全てを指すが、

平安初期ではそれ以後のように公卿全員が昇殿出来るわけではなく、公卿全員を必ずしも「近臣」とはいわないのである。但し、平安前期においては、「政治の表面で活躍する存在ではなかった」(古瀬氏)と述べられている。

つまり「近臣」は天皇のプライベートな臣下なのである。その集りとして「内宴」は存在するのである。百官全てが供奉する「朝拝」のような国家的饗宴とは性格の異なる、「密宴」としての「内宴」のありかたを看取できる。

しかし「内宴」が公宴として確立した宇多朝以後、「近臣」は公的な力を持つようになり、政治の表面にも現われるようになる。天皇の私的な場であった清涼殿が政務の場を兼ねるようになって起こった状況である。

平安前期には清涼殿や仁寿殿といった天皇のプライベートの場において登場してきた近臣・近習＝昇殿を許された人が、宇多朝以降、天皇の日常政務の場でもある清涼殿に侍するようになったわけで、殿上人たちは天皇の私的側近であると共に、公的にも意味をもつようになったのである。(古瀬氏)

このことは「私宴」「密宴」であった「内宴」が、参加者のレベルまで公宴になったことをも意味しよう。こうした変化ー文人の登場・参加者の質的変化ーが仁明朝末から宇多朝にかけて起こったのであった。

四

「内宴」は『公事根源』に、

内宴と申すは、うちうちの節会なり、仁寿殿にて行なはる。

とあるように、「うちうちの節会」である。こうした性格は「内宴」で作製された詩序にも見える。

夫上月之中、有二内宴一者、先来之旧貫也。則大内之深秘、路寝之宴安。威厳咫尺、顧眄密迩。是以雖二元老**埶**卿一、預二侍其事一者、僅十以還也。時有二制詔一、及二才人一者。知レ文之人一二、得レ上二其雲漢一焉。蓋明王之所三以慎二密其内一、豈可レ屯二其脂膏一者乎。(後略)

(『本朝文粋』十一・341「早春侍宴清涼殿翫鶯花応製」小野篁)

(前略)時也翠幌高開、珠簾競撥。留二万機於一日一、翫二三春於二旬一。非二彼恩容侍臣、勅喚文士一、未二曾清談遊宴、夢想追歓一者乎。(後略)

(『同』八・215「早春侍宴同賦春暖応製」菅原道真)

(前略)聖上順天喜気、助人歓情、在此嘉辰、賜以密宴。(後略)

(『同』十一・320「早春侍内宴同賦晴添草樹光応製」大江朝綱)

これらの例に見えるように、「内宴」とは、「先来の旧貫」、「大内の深秘」であり、「元老**埶**卿」と雖も、「僅十以還」しか参加で

きない、つまり「恩谷の侍臣」のみが宴に侍り得るのであり、「知文の人一二」＝「勅喚の文士」しか「雲漢」に上り得ない「密宴」なのである。このような措辞は重陽宴の詩序等には見出せず、「内宴」詩序の特徴といえる。[14]

「内宴」のこうした性格は、具体的に何処に由来するのか。前節で論じた形成期の「内宴」ならば、公事でない、天皇の私宴であるだけに「密宴」としての性格が色濃いのも当然であるが、節会として確立した「内宴」にもそうした性格を認めることが出来るかどうかは検討を要するところである。先に引いた「内宴」詩序の、後の二例は「内宴」が公事として完成した後の作である。公宴としての「内宴」の「私」の性格も検討してみなければならない。

1　参加者について―文人―

「内宴」の前日に、蔵人所の使が、親王第に行き「明日可参之状」を伝える。同日、「文人」を召す由の仰せが下される。『清涼記』によって当該条をあげる。

蔵人頭奉レ仰令レ廻二可レ参文人等一。〈儒士并文章得業生、候二蔵人所一文章生、在二諸司一旧文章生、才学傑出者一両。但内記依レ例預之〉

この記述から、蔵人頭が「文人」の参集に関わっていることが知られる。ところで、「内宴」と同様、詩宴である重陽宴（菊花宴）の場合についての規定が『延喜式』にある。

九月九日菊花宴

応召二文人一者、前二日省簡二定文章生并諸司官人堪レ属レ文者一、造レ簿預令二宣告一、当日質明、掃部寮設レ座如レ常、輔以下就レ座計二列文人一、即造二名簿一、卿若輔以二名簿一、奉二進内侍。〈事見儀式〉余節応レ召二文人一者准レ此。（割中略）

（『延喜式』十九式部下）

これは、式部省について記されたものであるから、重陽宴で「文人」を召すのは、式部省の管轄であることになる。しかも「余節応に文人を召すべきは此に准ぜよ」とあるように、他の節会でも同様であったのである。式部省が行なうということは、太政官制下での行為であると認められる。それに対し「内宴」では、先に引いたように蔵人頭が「文人」を召している。蔵人所は周知のように天皇家の家政機関である。つまり、太政官制から外れたところで「文人」が召されているのである。天皇と「内宴」の文人との密接な―いわば私的な―関係が見出せる。

2　場について

次に当日の座についてであるが、『蔵人式』に詳細な記述がある。「内宴」は通常仁寿殿で行なわれ、出居侍従や采女等の座も定められているが、繁雑になるので、天皇、皇太子、王卿、文人の座だけを示すと、天皇の座は仁寿殿の南廂の東第二間にあり、皇太子の座は同じく南廂の東第一柱の南辺の簀子に、王卿の座は仁寿殿と紫宸殿を繋ぐ渡殿に、そして文人の座は紫宸殿の北廂の簀子の東第一間にある。これらの座の設が当日

行なわれる。

「内宴」が行なわれるのは仁寿殿であるが、周知のように、平安朝初期においては、天皇の常の御在所であり、プライベートな場である。そうした場で行なわれるのが「内宴」なのであり、「密宴」として、また天皇の「私」の宴としての性格が看て取れよう。

「内宴」は仁寿殿儀として儀式書にも記されているが、仁寿殿以外でも行なわれる場合があった（別表Ⅱ参照）。この点については検討の必要があろう[15]。

淳和朝天長九年、宇多朝寛平六年～醍醐朝昌泰六年に清涼殿で行われているが、清涼殿は、仁寿殿と共に天皇の常の御在所であり、仁寿殿に準じて考えられる。ただ、何故殊更に清涼殿を用いたのかは不明であるが、宇多天皇は寛平三年に「帝従二東宮一遷二御禁中清涼殿一」（『日本紀略』寛平三年二月十九日条）と、それまでの居所であった東宮から清涼殿に遷御し、そこを―仁寿殿ではなく―常の御在所とした。この点から考えると、「内宴」は仁寿殿儀として固定していたわけではなく、天皇の常の御在所で行う「私宴」としての性格が強く、そのために清涼殿で行われたと考えられようか。但し、淳和朝、醍醐朝に関してはその理由を明確に出来ない。

次に、文徳朝の新成殿であるが、新成殿は、「文徳天皇崩一於冷然院新成殿一」（『三代実録』天安二年八月二十一日条）とあり、冷然院の殿舎であることが確認できる。またこの崩御記事により新成殿が冷然院での常の御在所であったことが知られる。文徳天皇は、斉衡元年四月十三日に「帝自一梨下院一移二御冷然院一」（『文徳実録』）と、冷然院に移御している。それ以後新成殿を常の御在所としたのであろう。

朱雀朝承平二年は弘徽殿で行われているが、朱雀天皇は延長八年九月二十二日受禅、同日「新帝自一宣耀殿一遷二御弘徽殿一」（『扶桑略記』裡書）とあり、弘徽殿を常の御在所とした。承平六年十一月五日に「天皇自二飛香舎一遷二常寧殿一」（『紀略』）とあり、これ以前に飛香舎を常の御在所としていたことが確認でき、この間に―或いはその間に別の殿舎に移った可能性もあるが―弘徽殿から飛香舎ににに遷御したのであろう。承平二年当時の御在所の場所は分明ではないが、弘徽殿であった可能性もあり、そうであれば、この年の「内宴」も常の御在所で行われたことになる。

同じく朱雀朝天慶六年は綾綺殿で行われている。朱雀天皇は、天慶元年八月二十七日に「皇帝自一常寧殿一遷二御綾綺殿一」（『本朝世紀』。『紀略』にも同様の記事あり）と綾綺殿を常の御在所にしている。それ以後遷御の記事を見出すことが出来ず、或は天慶六年時も常の御在所は綾綺殿であったのであろうか。

村上朝天慶十年も綾綺殿で催されているが、村上天皇は前年の天慶九年四月二十二日に「今上遷一御綾綺殿一」（『貞信公記』）とあり、翌年も綾綺殿を常の御在所としていたのであろう。

円融朝天禄二年には淑景舎で行われている。円融天皇は、安和二年十二月二十日に「天皇従二襲芳舎一遷二御清涼殿一」(『記略』)とあり、清涼殿を常の御在所としていたらしい。恐らく天禄二年当時もそのままであったろう。何故淑景舎で行われたのかは不明である。[16]

以上、仁寿殿以外で行われた場合を概観したが、殆どがその当時の常の御在所が使用されていたことがわかる。つまり仁寿殿以外が常の御在所であった場合はその場所を使うこともあったということであろう。但し、既に『清涼記』において「内宴」は仁寿殿儀とされていたのであるから、原則としては仁寿殿で行われ、それ以外の場所で行う時は常の御在所を使う、という程度であったのであろう。殆どが仁寿殿で行われているのである(別表Ⅱ参照)。「内宴」は常に天皇のプライベートな場で行われる「密宴」としての性格を強く持っていたということであろう。

3　儀式次第について

儀式そのものの展開は、別表Ⅰを参照していただきたいが、注意しなければならないのが、参加者の動きと位置関係である。喜田新六氏に次のような言がある。[17]

儀式に規定してある儀礼は、君臣上下の秩序と上奏、下達の形式とを、空間的位置と参列者の行動とに表現するように仕組んだ一種の演技であって、儀式に規定してあるその次第書きの通りに、毎年繰返して、参列者を行動せしめ、彼等をして、目と耳と再拝等の行動等によって、君臣上下の秩序と自己の地位分限とを覚らしめるのである。

「内宴」においても、天皇は仁寿殿東廂におり、皇太子はその稍下段になる簀子で謝座し(Ⅰ―7)、王卿は更に「空間的位置」が下になる「庭」で謝座して(Ⅰ―11)着座する。その点では「内宴」も儀式の本分に適った宴なのである。座についても前項で示したように、皇太子は簀子、王卿は渡殿、文人は紫宸殿の北簀子であり、「空間的」に天皇から離れており、「下」に位置するのである。しかし通常の儀式では、更に明確に「空間的位置」の規定がなされている。例えば「内宴」と同様、詩宴である重陽宴では、『貞観儀式』によれば、天皇及び参議以上の座は、紫宸殿に設置されるが、侍従及び文人には南庭に「幄」が造られそこに座すのである。重陽宴と比較すれば、「内宴」は小規模の儀式であるから、親密な「座」の造りにもなるのであろうが、やはり「密宴」としての性格を表しているといえよう。

しかし、それ以上に注意されるのは一殊に文人に関してであるが一詩の披講時の参加者の位置である。

(Ⅰ―46)(Ⅰ―47)がその次第である。「皇太子以下」とのみあるが、省略した割注に「以二所菅円座一、敷二御座東辺一、為二太子座一。大臣以下候二講師右一、文人長押下。(下略)」とある。文人も御前での場が与えられるのである。そして披講が終わってから「下殿」する(Ⅰ―50)。つまり披講の間、参加者は「空間的」にも天皇に密着することになるのである。工藤氏[18]が述べられた

ように、史書・儀式書等で記される文人は地下人であるから、文人にとっては誠に希有な行為であることになる。先にも述べた重陽宴では、文人は南庭に座すが、披講の時も「令三参議召二文章博士二人一」。他上臈儒士一両（割注略）、次将二人昇レ殿」（『北山抄』二・年中要抄下重陽宴事）とあり、文人は殆どが殿に上ることが出来ないのである。「内宴」の特殊性が知られる。故に、「内宴」の詩序には「威厳咫尺、顧眄密迩」（前掲・小野篁詩序）のように天皇との近接を述べる措辞も見出せるのであろう。『年中行事絵巻』五に、「内宴」も描かれており披講の場面もあるが、天皇の御前に近侍する王卿・文人が描かれており、その親密さが確認できる。

以上三点にわたって考察したが、「内宴」は公宴でありつつ、多くの「私」の要素を持った宴であった。殊に文人にとっては天子の間近にいて詩が披講されるのであるから、「内宴」に参加する事は冥利に尽きることこの上なかったであろうこと、容易に推測できよう。

五

以上、「内宴」の形成及び儀式としての性格を述べてきた。次に平安朝における展開を論じなければならないが、それに関しては波戸岡氏が詳細に論じられており、不十分ながら別表Ⅱとして「内宴年表」を作製しているので、併せて参照していただきたいのであるが、波戸岡氏の見解は私見と異なる所があるので、その点を中心に聊か述べることにする。

「内宴」は醍醐朝辺まではほぼ毎年行われているのであるが（別表Ⅱ参照）、村上朝にやや問題のある記事が見出せる。波戸岡氏も引いておられるが、天慶十年の記事である。

（正月）○廿三日己酉。天皇於二綾綺殿一行二内宴一。式部卿敦実親王、中務卿重明親王、右大臣（実頼）以下諸卿候二殿上一。有二管絃事一。題云、花気染風、鶯声聴管絃。式部大輔大江維時朝臣以下十二人召二文人一。今日、公家御衰日也。然而依二先例一有二此宴一。

波戸岡氏は、「「公家御衰日也」とある記事は、忠平の病悩を憂慮することを示すとともに、病身の忠平が推して催行させた内宴であったことをも伺わせる。」と述べられたが、この記事は村上天皇の「衰日」を示しているのであって、「忠平の病悩」が記されているのではない。「衰日」とは「陰陽道において慎むべき日とされた日取」で、「その日取は各個人の年齢（数え年）により決まる」（『国史大辞典』）。村上天皇の場合、天暦元年に二十二歳で、その年の衰日は卯・酉の日で、内宴日は「己酉」であるので、天皇の衰日となり、「慎むべき日」なのであるが「先例に依りてこの宴有り」ということになったのである。天皇の衰日であっても「内宴」は挙行されるということであろうが、事実、天皇の衰日に内宴日が設定されたのは、村上朝以前では、天長八・九年、承和六・九・十一年、天安二年、貞観十・十三

年、元慶二年、仁和三年、寛平二・八年、延喜四・七・十七・二十一年、延長六年とあり、この内「内宴」が、停止されたのは、貞観十三年、延喜二十一年の二回であるが、前者は「皇太后(明子)御体不予、仍て内宴を停む」(『三代実録』貞観十三年正月二十一日条)という理由であり、後者は「内宴を停む。諸国不堪佃并に去年咳病に依りて」(『日本紀略』延喜二十一年正月二十日条)行われなかったのである。両者とも天皇の衰日によって停止されたわけではない。天暦元年の内宴記事にいう「先例」も頷ける。

村上朝の「内宴」で次に注意されるのは天徳三年から康保四年にかけて二月に行われていることである。この点に関して波戸岡氏は、「内宴」を正月行事の締めくくりとする見解から「村上朝においては内宴の性格は、正月行事のしめくくりという面は欠落していたことがわかる。それはまた、梅花を賞でる内宴に替って、二月または三月の桜花を賞でる花宴を重んじるようになったとも考えられる。」と述べられたが、渡辺直彦氏[19]が、『年中行事抄』内宴条の「天暦依御忌月、三月行之」(「三」は「二」の誤りか)の記事に基づいて、「これは天暦九年十二月二十五日の論奏に基づいて、太皇太后藤原穏子(天暦八年正月四日崩)の御忌月により、明年以後の正月諸行事の有無、式日の変更などを定めたもので、内宴を二月に行うことも、その定めの一端と考えられる。(中略)ただし、円融天皇の天禄二年には、正月二十一日に内宴を行っているので、村上天皇崩御の後、それも恐らくは、冷泉天皇即位後の安和元年八月二十二日に至って、旧に復したものであろう。」とされた見解に従うべきであろう。

この村上朝以後「内宴」の記事は極端に減少していく。円融朝の天禄二年に行われた後、一条朝正暦四年に二十二年ぶりに催され、更に四十一年ぶりに後一条朝の長元七年に行われている。甲田利雄氏[20]は次のような『続教訓抄』の記事を紹介されている。

サキノ度ノ内宴ニアヒタル人ハ、年老タル上達部二三人バカリ也、其外ノ人ハ、アハヌ事ナレバ、関白殿(頼通)日記ヲ尋ネ行ハシメ給テ、前々ヨリモ微妙サヲ増シ、万ノ事、露ヲロカナル事ナク行ハシメ給ケリ、

これ以後中絶し藤原通憲によって一二四年ぶりの保元三年に復興されたのは著名である。通憲の、公事再興の一貫として、中絶されていた相撲節とともに復興されたのである。『百練抄』によれば、「関白(忠通)并太政(実行)大臣已下文人と為す。」と明記されており、公卿が文人として詩を賦している。初期の「内宴」と同様であり、注意される。但し『今鏡』「すべらぎの下」によれば「関白殿など、上達部七人、詩を作りて参り給いける。」とあり、当日の賦詩ではなかったらしい。この時通憲の息男俊憲が序文を書いて、その出来栄えに通憲が感嘆したという説話が『古事談』六に見える。そこには次のような俊憲の序の逸文も挙げられている。

西岳草嫩馬嘶周年之風　西岳草嫩くして馬周年の風に嘶き

上林花馥鳳馴漢日之露　上林花馥として鳳漢日の露に馴る

翌保元四年にも「内宴」は開催され、『山槐記』に詳密な記録が残るが、以後廃絶した。[21]

六

「内宴」の性格、儀式内容、成立、展開等を不十分ながら述べてきた。ここでその場で作製された詩文を検討したいのであるが、既に大幅に紙幅を費やしたので問題点を一つ記してみたい。

菅原道真の「内宴」詩については、波戸岡氏も検討されているが、村田正博氏[22]が「早春内宴聴宮妓奏柳花怨曲応製」(『菅家文草』三・183)について詳細な注釈と読解を試みられている。氏の論を参考にして述べる。先ず詩を引く。

早春内宴聴宮妓奏柳花怨曲応製(『菅家文草』三・183)

宮妓誰非旧李家　宮妓誰れか旧に李家に非ざる
就中脂粉惣恩華　就中脂粉は惣べて恩華なり
応縁奏曲吹羌竹　応に曲を奏し羌竹を吹くに縁るべく
豈取含情怨柳花　豈に情を含みて柳花を怨むることを取らむや
舞破雖同飄緑朶　舞は破にして同に緑朶を飄すと雖も
歓酣不覚落銀釵　歓は酣にして銀釵落つることを覚えず
余音縦在微臣聴　余音は縦ひ微臣の聴に在りとも
最歎孤行海上沙　最も歎かはしきは孤り海上の沙を行かむことぞ

この詩は、道真が式部少輔・文章博士を止められて讃岐守に任じられた仁和二年正月十六日の直後の二十一日の内宴での作である。村田氏が詳細な考証を以て述べられたように、この詩には都を離れ讃岐へ赴任しなければならない道真の悲哀が表れている。尾聯は明らかに讃岐下向の道真の心境が吐露されている。氏によれば「道真は「柳花怨」の曲をその本来の名のとおりの流離の主題において理解していたらしいことが推察される」という。そして、

もう一度、第四句「豈取含情怨柳花」を見るとしよう。ふれたとおりの反語表現のゆえに、さやうな流離の怨みなど持たぬという意であるが、その裏を返して言い直せば、この曲には流離の思いをさそうところがあることを前提とするからこそ、あの反語が生じるのにほかならない。恩華の脂粉によって麗しく装った宮妓たち、その反語は彼女たちにむけられたものなのであり、反語を発した主体、すなわち道真は、含情怨恨の思いを禁じえなかったわけであって、「柳花怨」の曲をその名の由来のとおりに彼れが理解していたらしいことは、何よりも当の詩句が証して立つことになる。

と述べられた。道真の悲哀の表出を氏は読み取られるのであ

るが、しかし公宴での応製詩としてこのような内容は異例ではないだろうか。氏は「応製詩一首における第六句までの華やぎと結びの二句の嘆きとは、華やぎが充足をもって歌われれば歌われるほどに嘆きは深まり、嘆きが深いほどに華やぎも際立つという相映発する構造であって、詮まるところ、述懐をこめつつ内宴を讃える作と見做すことができると思う」とも いわれるが、それにしても、讃岐赴任という個人的な境涯を応製詩の結句で述べることは、少なくとも道真の時代にあっては異例であったように思われるのである。道真の他の公宴詩をみても、個人的境涯を詠み込んだものは殆ど見出せない。勿論悲哀を詠んだものもある。例えば、「賓雁人の意をして動かしむること莫かれ　向前の旅の思何如せんと欲す」（『菅家文草』五・379「重陽節侍宴同賦天浄識賓鴻応製」）という表現もあるが、道真の個人的感興というよりも、一般的な悲哀であろうし、讃岐赴任のごとく具体的な事情を詠んだものではない。このような性質の作は殆ど見出すことが出来ず、多くが天皇の徳を賛美したり、公宴の素晴らしさを詠み込むのである。そもそも儀式とは、先に喜田氏の言を引いたように「君臣上下の秩序と自己の地位分限とを覚らしめるのである」から、賦詩において個人的境涯を表わすこと―殊に現況の不満とも読める表現―は、ありえないことであろう。それにも関わらず、道真にこのような措辞が見出せるのは、やはり「内宴」という場を考慮する必要があるのではないか。天皇の「私宴」という性格を強く保持する宴であるからこそ臣下の個人的境遇も詠み出せたのであろう。しかし、いかに「内宴」だとはいっても、個人的不満等を詠み込むことは現存の資料では他に例がない。この点は道真自身の問題としても考察を要するし、他の公宴詩等の検討も必要であり、今後の課題である。

以上で、不十分ながら本稿を終えるが、史料の扱い等について不備があろうと思う。史家からの叱正をも賜りたい。

注

(1)大曽根章介氏「菅原道真―詩人と鴻儒―」（日本文学22―9・昭和四十八年九月）

(2)波戸岡旭氏「菅原道真「九月十日」の詩について」（漢文学会々報三十五・平成元年十二月）

(3)古瀬奈津子氏「平安時代の「儀式」と天皇」（歴史学研究560・昭和六十一年十月）

(4)比較的近年のものを挙げると、川口久雄氏『平安朝日本漢文学史の研究　上』（明治書院・初版、昭和三十四年、三訂版、昭和五十年）第四章・第二節、山中裕氏『平安朝の年中行事』（塙書房・昭和四十七年）、甲田利雄氏『年中行事御障子文注解』（続群書類従完成会・昭和五十一年）、「内宴」（倉林正次氏執筆）『国史大辞典　10』（吉川弘文館・平成元年）、「内宴」（山中裕氏執筆）『平安時代史事典』（角川書店・平成六年）等。

(5)しかし、山口博氏は『王朝歌壇の研究　桓武仁明光孝朝篇』（桜楓社・昭和五十七年）第一篇第四章で、曲宴を曲席を設けた宴とされるがいかがであろうか。今は、臨時に行われる私的な宴という

通説に従う。

(6)恒例以外の内宴についても倉林氏が多く例を挙げておられる。

(7)倉林氏は「その起源に関しては、種々の考えがもたれようが、やはり、その儀礼的形態をととのえた初めは、史料のみられる上では、弘仁四年正月二十二日の宴にみることができよう。そして、さらにその原初的姿はすでに大同四年正月二十一日の宴にみ出すことができると考えてよかろう。」と述べられている。

(8)太田晶二郎氏「『唐暦』について」「太田晶二郎著作集　第一冊」(吉川弘文館・平成三年)。太田氏は、日本残存資料によって『唐暦』を輯集されているが、波戸岡氏の指摘された逸文は未収録である。

(9)但し、山中裕氏は、「内宴」『平安時代史事典』(前掲)において「中国より渡来したもの」と述べられたが、その所以は明らかにされていない。

(10)工藤重矩氏「平安朝における「文人」について」『平安朝律令社会の文学』(ぺりかん社・平成五年)

(11)ここでは勿論『天暦蔵人式』である。ただし、『北山抄』内宴条頭注に「蔵人旧式」が引かれており、『寛平蔵人式』の内宴条文の存在が推測されるが、全容は不明である。

(12)以下の記述で（Ⅰ-○）と記したのは別表Ⅰの儀式次第に付した番号を指す。

(13)古瀬奈津子氏「昇殿制の成立」「青木和夫先生還暦記念日本古代の政治と文化」(吉川弘文館・昭和六十二年)

(14)但し、「九日後朝宴」の詩序にも「内宴」と同様の性格を示す措辞があることを、菅野礼行氏が『平安初期における日本漢詩の比較文学的研究』(大修館書店・昭和六十三年)第二章で指摘されているが、「九日後朝宴」は『西宮記』『北山抄』等に記されず、公事とはいえず、「内宴」とは質を異にする。

(15)天皇の常の御在所については、鈴木亘氏『平安宮内裏の研究』(中央公論美術出版・平成二年)第三編「平安宮内裏の形成過程」に詳しい。また、日向一雅氏「内裏・後宮」『平安時代の環境』(至文堂・平安三年)、目崎徳衛氏「仁寿殿と清涼殿」『貴族社会と古典文化』(吉川弘文館・平成七年)も参照。以下の論述もこれらの論に多くを依っている。

(16)『大内裏図考証』は「日本紀略云」として「内宴」記事を引いて「案于時摂政直廬」と注すが、根拠が示されていない。管見でもそのような記事は見出せていないが、この時「摂政(藤原伊尹)直廬」という理由で、淑景舎が使われたのならば、「天皇」の私宴としての「内宴」の性格が変化したことを意味する。

(17)喜田新六氏「王朝の儀式の源流とその意義」『令制下における君臣上下の秩序について」(皇学館大学出版部・昭和四十七年)

(18)工藤氏前掲論文。

(19)渡辺直彦氏「「蔵人式」管見」(日本歴史300・昭和四十八年五月、後、『日本古代官位制度の基礎的研究・増訂版』(吉川弘文館・昭和五十三年)に再録)。なお、渡辺氏が言う「天暦九年十二月二十五日の論奏」とは、「請正月元日七日節会依旧不停、十六日踏歌依詔停止、十七日射礼改月被行事」(『本朝文粋』四・96・菅原文時)である。所功氏「『蔵人式』の復源」「平安朝儀式書成立史の研究」(国書刊行会・昭和六十年)でも同様な見解を出されている。

(20)甲田氏前掲著。

(21)宮廷の「内宴」は本文で述べた如くであるが、「本朝続文粋」八に大江匡房「早春内宴陪安楽寺聖廟同賦春来悦者多詩序」がある。こ

れは詩題にもあるように、道真を祭った安楽寺での宴である。川口久雄氏は『大江匡房』(吉川弘文館・昭和四十三年)で、この内宴を藤原有国が長徳元年に始めたものとされているが、今井源衛氏が「勘解由公藤原有国伝―一家司層文人の生涯―」(文学研究71・昭和四十九年三月)で、否定されている。匡房の詩序にも有国に関する記述がないので、今井氏に従う。

(22)村田正博氏「道真詩抄―早春内宴にして柳花怨の曲を聴く(菅家文草巻三―一八三)―」(人文研究44―13・平成四年十二月)

引用本文

続日本後紀・日本文徳天皇実録・日本三代実録・日本紀略・類聚国史・扶桑略記・本朝世紀・延喜式　『新訂増補国史大系』(吉川弘文館)

貞信公記　『大日本古記録』(岩波書店)

西宮記・北山抄　『神道大系』(神道大系編纂会)

年中行事抄　『続群書類従』(続群書類従完成会)

撰集秘記　『京都御所東山御文庫本撰集秘記』(国書刊行会)

本朝文粋　『新日本古典文学大系』(岩波書店)

菅家文草　『日本古典文学大系』(岩波書店)

古事談　『古典文庫』(現代思潮社)

別表Ⅰ
内宴次第

1時刻、御仁寿殿。 2供膳女蔵人、度就紫宸殿北廂。 3采女、撤御台盤覆了。	
4出御。	主上出御
5陪膳更衣、出自西方就座。	
6次召侍臣、令召皇太子及王卿。	皇太子・王卿を召す
7于時、皇太子上自南殿北簀子東妻階、到座東、西面謝座而立。 8春宮亮持空盞進授之、退立壁下階。 9謝酒了、受盞還入本所。 10皇太子着座	皇太子、謝酒・謝座
11次王卿・中少将二人・内記等、出自南幔門東頭、列立庭中謝座。	王卿、謝酒・謝座

12少将取空盞出自北幔西頭、授貫首者、退立舞台北頭。 13謝酒訖、依次参上着座。 14次中少将、内記、同昇着座。 15次侍臣着廊下座。	
16女蔵人等、出自南殿北廂中戸、供四種餛飩・索餅等。 17次東宮侍臣、賜餛飩太子。 18次侍臣賜餛飩王卿。 19次供御膳。 20次賜参議以上饌。 21次供御酒。 22次賜皇太子。 23次賜王卿以下。	皇太子・王卿以下に供膳・供酒
24三献之後、文人依召参上。 25次給紙筆文人以上。	文人参上。文人以上に紙を賜う
26次内教坊別当、進舞妓奏。 27覧畢、作音楽。	舞妓奏

28舞妓等出自綾綺殿軟障南頭着座。 29此間、大臣起座、奏可令献題之状 30勅許畢、称唯復座。 31召可献題之人。 32称唯、進立大臣後。 33即仰可献題之由。 34同音称唯、跪書題、授大臣。 35大臣進奏、復座。 36又令書之、取副於笏、就太子座辺、磬折授之 37更書重為王卿以下料。	題を献ず
38上卿問序者。題者申云、其人当。	序者を問う
39次即仰可宣之由 40(公卿行酒) 41日暮、中少将帯弓箭、殿司供御殿油。 42主殿寮供庭燎、奏楽。 43既闌、献詩。 44亦訖、出居次将取文台筥、置御前東辺。 45於是陪膳更衣退入。	詩を献じ、皇太子・王卿・文人、御前に参上。詩、披講

46 皇太子以下起座候御前。
47 召儒士一人令読。中少将二人秉紙燭照之。
48 先是内蔵寮積禄舞台南。
49 読詩一二枚之間、次将召名。随召称唯。
50 読詩畢後下殿、給禄。

＊本文は、儀式書中、最も詳細な記事を持つ、『北山抄』を用いたが、割注は省略した。なお、番号はあくまで便宜的なものである。
＊15の「侍臣」を『西宮記』は「四位已下」とする。
39は『北山抄』のみに見える記述。
40は『北山抄』には無く『清涼記』『西宮記』に見える。

別表Ⅱ
内宴年表

年	月日	場所	詩題	備考
大同四年	正月二十三日			『後』
弘仁四年	正月二十二日(子)	仁寿殿		『後』
八年	正月二十一日			『類』

九年	正月二十一日			『類』
十年	正月二十日			『類』
天長八年	正月二十日	仁寿殿	春妓応製詩	『類』
九年	正月二十一日	清涼殿		『類』
十年	正月十二日(子)	仁寿殿		『類』
承和元年	正月二十日	仁寿殿	早春華月	『続後』
二年	正月二十日	仁寿殿	春色半喧色	『続後』
三年	正月二十日	仁寿殿	理残粧	『続後』
四年	正月二十日	仁寿殿	花欄聞鶯	『続後』、『文粋』十一―341(1)
五年	正月二十日	仁寿殿	雑言遊春曲	『続後』
六年	正月二十日	仁寿殿	雪裏梅	『続後』
七年	正月二十日停止			『続後』「以聖躬竜蟠」
九年	正月二十日	仁寿殿	春生	『続後』、『江』四―11
十一年	正月十七日(子)	仁寿殿	上春詞	『続後』
十二年	正月二十日	仁寿殿	香出衣	『続後』
十三年	正月二十日	仁寿殿	百花酒	『続後』
十四年	正月二十日	仁寿殿		『続後』
十五年	正月二十日	仁寿殿	殿前紅梅	『続後』
嘉祥二年	正月二十日	仁寿殿		『続後』
三年	正月二十日	清涼殿(2)		『続後』
仁寿二年	正月二十二日			『文』

三年	正月二十二日			【文】
斎衡元年	正月二十一日			【文】
二年	正月二十一日	新成殿		【文】
三年	正月二十一日			【文】
天安元年	正月二十一日			【文】
二年	正月二十二日	新成殿		【文】
貞観二年	正月二十一日			【三】
三年	正月二十一日			【三】
四年	正月二十一日			【三】
五年	正月二十一日停止			【三】「以天下患咳逆病」
六年	正月二十一日			【三】
八年	正月二十一日	仁寿殿		【三】
九年	正月二十一日停止			【三】「以仲野親王薨」
十年	正月二十一日	仁寿殿	無物不逢春(3)	【三】、【菅】一―27、【田】上―41
十一年	正月二十一日			【三】
十二年	正月二十一日			【三】
十三年	正月二十一日停止			【三】「皇太后御体不予」
十五年	正月二十一日停止			【三】
十六年	正月二十一日		春雪映早梅	【三】、【菅】一―65
十七年	正月二十一日		陽春詞	【三】、【文粋】八―214、【新朗】上―18
十八年	正月二十一日停止			【三】

十九年	正月二十日		認春	『三』、『菅』二一77
元慶二年	正月二十日		春暖	『三』、『菅』二一79、『江』四一20
三年	正月二十日停止			『三』
四年	正月二十一日	仁寿殿	聽早鶯	『三』、『菅』一一83、『江』四一29
六年			雨中花	『菅』二一85
七年	正月二十日停止			『三』
八年	正月二十日停止			『三』
九年	正月二十一日	仁寿殿	春娃無気力	『三』、『菅』二一148
仁和二年	正月二十一日		聽宮妓奏柳花曲	『三』、『菅』三一183
三年	正月二十日	仁寿殿		『三』
五年	正月二十一日		花鳥共逢春	『三』『西裏』(4)
寛平二年	正月二十一日		春風歌	『紀』、『田』下一145、『朝』一歌(『長谷雄』1)
五年	正月二十一日		開春楽	『紀』、『菅』五一364
六年	正月某日	清涼殿	翫梅花	『紀』、『菅』五一376
八年	正月二十一日	清涼殿	春先梅柳知	『紀』、『菅』六一430
九年	正月二十四日(子)		翫殿前梅花	『紀』、『菅』六一440
十年	正月二十日	清涼殿	草樹暗迎春	『紀』、『文粋』十一一319、『作』(『長谷雄』19)、『菅』六一446
昌泰二年	正月二十一日	清涼殿	鶯出山	『紀』、『菅』六一453
三年	正月某日		香風詞	『紀』、『菅』六一468
延喜二年	正月二十一日		魚上氷	『紀』、『西裏』、『河』賢木

三年	正月二十二日(子)	仁寿殿	残雪宮梅	「紀」、「北」
四年	正月二十日		花伴玉樓人	「紀」、「西」、「古」163
五年	正月二十一日	仁寿殿	春生梅樹中	「紀」
六年	正月二十一日(5)	仁寿殿	春風散管絃	「紀」、「北」
七年	正月二十一日		早春内宴	「紀」、「西」
八年	正月二十一日	仁寿殿	暁鶯啼宮樹	「紀」、「北」
九年	正月二十一日停止			「紀」「依去年諸国損」
十年	正月二十三日	仁寿殿	春風微和扇	「紀」、「北」、「兼」64
十一年	正月二十一日停止			「紀」
十二年	正月二十一日(子)	仁寿殿	雪尽草芽生 〈以萠為韻〉	「紀」、「北」、「江」四―25
十三年	正月二十一日		何処春光到	「紀」、「西裏」
十四年	正月二十日停止			「紀」「依去年不登」
十五年	正月二十一日(子)		春生暁禁中	「紀」、「北」
十六年	正月二十日停止			「紀」「依去年皰瘡」
十七年	正月二十三日		翫半開花	「紀」、「江」四―4
十八年	正月二十一日	仁寿殿	庭花著宮枝	「紀」
十九年	正月二十一日	仁寿殿	和風初著柳	「紀」、「北」
二十一年	正月二十日停止			「紀」「依諸国不堪佃并去年咳病」
二十二年	正月二十一日		氷開春水暖	「紀」
延長六年	正月二十一日		晴添草樹光	「紀」、「北」、「文粋」十一―320 「古」16～20

七年	正月二十一日		停盃看柳色	「紀」、「北」、「朗詠」上106（6）、「古」191～198
承平二年	正月二十一日（7）	弘徽殿	聖化万年春	「紀」、「北」、「文粋」九ー234
五年	正月二十三日	仁寿殿	鶯声遠逐風	「紀」、「北」
七年	正月二十三日（子）		春可楽	「紀」、「西裏」
八年	正月二十二日（8）		花柳遇時春	「紀」、「北」
天慶六年	正月二十四日	綾綺殿	花間訪春色	「紀」、「西」、「北」、「古」147～151
九年	正月二十一日停止			「紀」
十年	正月二十三日	綾綺殿	花気染春風	「紀」、「九」、「北」、「河」藤裏葉、「著」六ー238、「古」46～47（9）
天暦五年	正月二十三日			「北」、「御」
天徳三年	二月二十二日		春樹花殊顆	「紀」、「九」、「北」
応和二年	二月二十一日		風柳散軽糸	「紀」、「西裏」、「北」
康保三年	二月二十一日	仁寿殿	鳥声韻管絃	「紀」、「西裏」、「北」、「北大」、「文粋」十一ー340
四年	二月二十一日			「河」藤裏葉
天禄二年	正月二十一日	淑景舎	鶯啼宮柳深	「紀」
正暦四年	正月二十二日	仁寿殿	花色与春来	「小」、「権」、「江吏」下
長元七年	正月二十二日（10）	仁寿殿	春至是鶯花	「紀」、「栄」詩合
保元三年	正月二十二日	仁寿殿	春生聖化中	「百」、「兵」、「古事」六ー433、「今」三内宴
四年	正月二十一日（子）	仁寿殿	花下催舞	「百」、「山」、「今」三内宴

＊後ー日本後紀、続後ー続日本後紀、文ー日本文徳天皇実録、三ー日本三代実録、類ー類聚国史、紀ー日本紀略、百ー百練抄、

九ー九暦、小ー小右記、権ー権記、西ー西宮記／恒例一／内宴、西裏ー西宮記／恒例一／内宴裏書、北ー北山抄三／拾遺雑抄上／内宴、北大ー北山抄八／大将儀／内宴、文粋ー本朝文粋、朝ー朝野群載、菅ー菅家文草、田ー田氏家集、江吏ー江吏部集、朗詠ー和漢朗詠集、新朗ー新撰朗詠集、兼ー和漢兼作集、作ー群書類従本作文大体、江ー類聚本系江談抄、古ー類題古詩、河ー河海抄、御ー御遊抄、著ー古今著聞集、栄ー栄花物語、兵ー兵範記、古事ー古事談、今ー今鏡、山ー山槐記、長谷雄ー『紀長谷雄漢詩文集並びに漢字索引』

＊「月日」で(子)と注したのはその日が「子日」であることを示す。

＊「備考」では、内宴の存在の典拠となるもの、及びその時の詩文を収載するものを挙げた。但し、典拠となる資料は、時代の接するものに限り、後世の説話資料は挙げていない。同時代でも重複する資料で省略した場合もある。また、参加者についても記すべきであるが、紙幅の問題で割愛した。典拠とした資料は、『大日本史料』を中心として収集したので、併せて参照されたい。

＊見落としも多いことと思う。大方の御教授、御叱正を賜りたい。

〔別表Ⅱ・注〕

(1)『文粋』所収の詩序は、『続後』の記事とは齟齬するのであるが、阿部俊子氏『歌物語とその周辺』(風間書房・昭和四十四年)第二編B「小編物語」第一章「篁物語」で、当年の作であると考証されており、今はそれに従う。

(2)『続後』に「縁二聖躬不与一、不レ御二仁寿殿一。於二清涼殿一、垂二御簾一、覧二舞妓一」とある。儀式そのものは、或いは仁寿殿で挙行されたか。

(3)貞観十年から仁和二年までは、貞観十七年以外は、『菅』によって、詩題を記した。『菅』の配列にも問題があろうが、渡辺秀夫氏「公宴詩題と和歌」『平安朝文学と漢文世界』(勉誠社・平成三年)も参考にして記入した。元慶六年内宴は、『三』にも記されていないが、『菅』のその前後の配列からこの年の作とした。

(4)『西裏』は、「仁和二年(五イ)」とする。今は『大日本史料』に従って仁和五年とする。
(5)但し、『北』は「廿六日」とする。
(6)通行の御物伝藤原行成筆粘葉装本では、「江納言」との作者注記がある。『校異和漢朗詠集』によれば、作者注記については、「紀納言」(為・延)、「後江相公」(嘉)、詩題注記については、「内宴停盃看柳色序」(嘉・延・京・尹・為、但し、為「内宴」ナシ。京・尹「内宴」「序」ナシ)とある。
(7)但し、『貞信公記』は「廿二日」とする。
(8)『体源抄』は「天慶元年正月廿三日内宴記」を引く。この書名が正しければ二十三日の挙行となる。
(9)『古』[45]も同題であるが、大江以言の作であり、時代が合わない。
(10)波戸岡氏は、『紀』の「木工寮於二綾綺殿前一立二舞台一」について、「場所は仁寿殿で元の例にならったのであろうが、そのほかに綾綺殿の前に舞台を設けたとあって、盛大な宴であったことが伺える。」と述べられたが、『北山抄』三・拾遺雑抄上内宴条所引『蔵人式』に「木工寮立二舞台東庭一(当二綾綺殿南三四間一立レ之。当二仁寿殿東一、逼二綾綺殿西砌一立レ之(下略)>」とあり、綾綺殿の前に舞台を設けるのは通例であったと思われる。但し、『紀』が殊更に記したのは、この時期、綾綺殿の前に舞台を立てることが稀であったからかもしれない。

(たきがわ・こうじ　本学大学院博士後期課程)